

○珠洲市低入札価格調査制度実施要領

令和 8 年 4 月 1 日

告示第 7 0 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、珠洲市が発注する建設工事の入札における低入札価格調査制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 低入札価格調査制度は、珠洲市建設工事総合評価方式試行要領（平成 1 9 年珠洲市告示第 4 5 号（以下「試行要領」という。）第 3 条の規定に基づく総合評価方式を試行する工事に適用する。

(対象工事における入札公告等の記載事項)

第 3 条 対象工事を競争入札に付そうとするときは、入札公告に低入札価格調査制度を適用する旨を記載しなければならない。

(調査基準価格等の設定)

第 4 条 対象工事を競争入札に付そうとするときは、予定価格（消費税額及び地方消費税額を含まない金額とする。以下同じ。）のほか、調査基準価格及び失格基準価格を設けるものとする。

(失格基準価格未満の申込みの取扱い)

第 5 条 失格基準価格に満たない価格をもって申込みをした者は、失格とする。

(調査基準価格の算出方法)

第 6 条 調査基準価格の算出方法は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げた金額）とする。ただし、スクラップ処分費が計上されている場合は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額からスクラップ処分費を控除した額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げた金額）とする。

- (1) 直接工事費の額に 1 0 分の 9 . 7 を乗じて得た額（建築工事及び設備工事については、直接工事費に 1 0 分の 9 を乗じて得た額に 1 0 分の 9 . 7 を乗じて得た額）
- (2) 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額（建築工事及び設備工事については、直接工事費に 1 0 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額）
- (4) 一般管理費の額に 1 0 分の 6 . 8 を乗じて得た額

2 前項の規定により算出した額が予定価格に 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 1 0 分の 9 . 2 を乗じて得た額を、予定価格に 1 0 分

の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあつては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額を調査基準価格とする。

（失格基準価格の算出方法）

第 7 条 失格基準価格の算出方法は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げた金額）とする。ただし、スクラップ処分費が計上されている場合は、設計書等に基づき算出した次に掲げる額の合計額からスクラップ処分費を控除した額（千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り上げた金額）とする。

- （1） 直接工事費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（建築工事及び設備工事については、直接工事費に 10 分の 9 を乗じて得た額に 10 分の 9 を乗じて得た額）
- （2） 共通仮設費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額
- （3） 現場管理費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（建築工事及び設備工事については、直接工事費に 10 分の 1 を乗じて得た額と現場管理費の合計額に 10 分の 8 を乗じて得た額）
- （4） 一般管理費の額に 10 分の 3 を乗じて得た額
（落札決定の保留）

第 8 条 市長は、開札を行った場合において、調査基準価格に満たない価格をもって申込みをした者が落札候補者であるときは、落札の決定を保留しなければならない。
（調査の実施及び提出書類）

第 9 条 市長は、前条の規定により落札の決定を保留したときは、珠洲市建設工事総合評価方式試行運用基準（令和 8 年珠洲市訓令甲第 4 号（以下「運用基準」という。）

第 10 条第 1 項各号に掲げる資料に加え、次に掲げる事項に関する資料等を落札候補者から提出させ、入札者がその入札金額で契約に適合した履行ができるかどうかを判断するための調査（以下「低入札価格調査」という。）を実施しなければならない。

- （1） 当該価格で入札した理由（様式 1）
- （2） 手持ち工事の状況（様式 2－1）（様式 2－2）
- （3） 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式 3）
- （4） 手持ち資材の状況（様式 4－1）（様式 4－2）
- （5） 手持ち機械の状況（様式 5－1）（様式 5－2）
- （6） 安全衛生管理体制（様式 6－1）（様式 6－2）
- （7） 誓約書（様式 7）
- （8） 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 8）

2 低入札価格調査に必要な書類（以下「調査資料」という。）及び提出方法は、工事毎に定める。

3 前項の調査資料は、調査資料の提出を求める旨の通知をした日の翌日から起算し

て3日以内（珠洲市の休日を定める条例（平成2年珠洲市条例第1号）第1条に規定する休日を除く。）に提出させるものとする。

4 市長は、前項の調査資料提出後、当該工事を監督する課の課長、参事（課長補佐）、係長、設計担当者及び市長が特に必要と認めた者（以下「調査担当者等」という。）に当該落札候補者に対する聴き取り調査を速やかに実施させるものとする。

5 第3項の提出期限までに落札候補者が調査資料を提出しない場合又は前項の聴き取り調査に応じない場合等、低入札価格調査に協力しない場合は、当該落札候補者を失格とする。

6 市長は、前項の規定により落札候補者を失格とした場合には、珠洲市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱（平成20年珠洲市告示第13号）に基づく指名停止措置を講じるかどうかを検討しなければならない。

（珠洲市請負等業者選考委員会への意見聴取）

第10条 調査担当者等は、低入札価格調査を行ったときは、当該低入札価格調査の結果及び意見を記載した書面を珠洲市請負等業者選考委員会（以下「業者選考委員会」という。）に提出し、意見を求めなければならない。

（業者選考委員会の審査及び意見の表示）

第11条 業者選考委員会は、前条の書面の提出を受けたときは、当該書面に基づき、契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否かについて審査するものとする。

（業者選考委員会の意見に基づく落札者の決定）

第12条 前条の規定による業者選考委員会の審査の結果、落札候補者を落札者とする 것을 適當とするものであるときは、その旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、落札候補者を落札者として決定するものとする。

（落札候補者を失格とする場合の再度の調査）

第13条 第11条の規定による業者選考委員会の審査の結果、落札候補者を失格とする 것을 適當とするものであるときは、その旨を市長に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者（以下「次順位者」という。）について、低入札価格調査を行わなければならない。ただし、次順位者の入札した価格が調査基準価格以上であるときは、低入札価格調査を行わず、当該次順位者を落札者と決定するものとする。

3 市長は、前条第2項又は前項ただし書きの規定により落札者が決定するまで第9条から第11条までの規定により、低入札価格調査を行うものとする。この場合において第9条から第13条中「落札候補者」とあるのは、「次順位者」と読み替えるものとする。

(落札決定の通知)

第14条 市長は、第12条第2項又は前条第2項ただし書きの規定により落札者を決定したときは、落札者にその旨を通知するものとする。

2 市長は、前条第2項ただし書きの規定により次順位者を落札者と決定したときは、入札参加者に対して次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(入札金額が調査基準価格を下回る落札者との契約等に係る措置)

第15条 落札者の入札金額が調査基準価格を下回る場合にあっては、契約締結の際、当該落札者に対して、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 契約保証金及び発注者により契約が解除された場合の違約金は、請負代金額の10分の3以上とすること

(2) 前払金の額は、請負代金額の10分の2に相当する額以内とし、部分払に代えて中間前金払を選択した場合における中間前払金の額は、10分の4に相当する額以内とすること

(3) 入札公告において求めている配置予定技術者に加え、同等の要件を満たす技術者1名を専任で現場に配置すること

2 市長は、低入札価格調査制度を適用する工事の入札公告において、前項に規定する条件を記載し、入札に参加しようとする者に対して周知するものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式1

当該価格で入札した理由

様式2-1

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名 (工 事 地 先 名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

様式2-2

手持ち工事の状況(対象工事関連)

[illegible]

様式3

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

--

様式4-1

手持ち資材の状況

[illegible]

様式4-2

手持ち資材の状況(資材購入予定先一覧)

[illegible]

様式5-1

手持ち機械の状況

[illegible]

様式5-2

手持ち機械の状況(機械リース元一覧)

[illegible]

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図
A工区交通規制 (片側2車線)	HO.O.O ~ HO.O.O	2人		元請		〇日	図〇
	HO.O.O ~ HO.O.O	4人		元請		〇日	図〇
	HO.O.O ~ HO.O.O	3人		元請		〇日	図〇
	HO.O.O ~ HO.O.O	4人		元請		〇日	図〇

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図

様式7

誓 約 書

当社が下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額 円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はいりません。

以上のとおり誓約します。

記

1. 契約対象工事名
2. 申込みに係る金額(税込み)
3. 契約対象工事の施工に要する費用の額(税込み)
4. 不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法
5. 3の額を下回る金額で受注しようとする理由

珠洲市長

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

様式 8

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

[illegible]